



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………(税務課) …… 3
- 大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………(人事課) …… 5
- 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例……………() …… 9

規則

- 一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則…() …… 10
- 大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則……………(保険医療課) ……10
- 大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則…() ……16
- 大和高田市母子医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則……………() ……22
- 大和高田市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課) ……28

告示

- 公示送達……………(税務課) ……28
- 6月市議会定例会の招集……………(財政課) ……29
- 違反広告物の保管……………(都市計画課) ……29
- 公示送達……………(税務課) ……29
- 引取りのない自転車等の処分……………(生活安全課) ……29
- 平成23年度大和高田市一般会計補正予算(第1号)の要領の公表…(財政課) ……30
- 公示送達……………(収納対策室) ……33
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課) ……33

公告

- 農用地利用集積計画の縦覧……………(産業振興課) ……34
- 陵西小学校北館1階金属製建具改修工事に係る条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室) ……34
- 農用地利用集積計画の縦覧……………(産業振興課) ……36
- 埴青少年会館空調設備取替工事に関する条件付き一般競争入札公告…(契約監理室) ……36
- 平成23年度大和高田市職員採用試験(医療職)……………(市立病院総務企画課) ……38
- 建築設備定期検査業務及び特殊建築物定期調査業務に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室) ……40
- 消防設備定期点検業務に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……42
- 消防設備定期点検業務に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……45
- 天満保育所耐震改修工事に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……47
- 平成23年度給配水管漏水調査業務委託に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……49
- 自動車臨時運行許可番号標の無効……………(市民課) ……51

教育委員会

- 教育委員会7月定例委員会の招集……………(教育総務課) ……51

○大和高田市文化会館施設使用料等の歳入徴収事務の委託……………(文化振興課) ……52	
選挙管理委員会	
○平成23年6月2日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等……………(選挙管理委員会) ……52	
○選挙管理委員会の招集……………() ……52	
○農業委員会等に関する法律施行令第6条において準用する公職選挙法施行令第26条第1項の規定による指定投票区及び指定関係投票区の指定…() ……53	
○平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙における各候補者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の要旨……………() ……53	
○平成23年7月10日執行の大和高田市農業委員会委員一般選挙の立候補届出の受理等の要領……………() ……65	
農業委員会	
○農業委員会7月定例委員会の招集(農業委員会) ……(農業委員会) ……65	

公布された条例のあらまし

◇大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由
地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の改正を行うものです。
- 2 改正の内容 【個人住民税】
 - (1) 雑損控除の特例
住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度住民税での適用を可能とします。
 - (2) 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例
住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができることとします。
- 3 施行期日
公布の日（平成23年4月27日）、平成24年1月1日

◇大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由
一般地方独立行政法人等職員としての在職期間を本市の退職手当の算定に係る在職期間に通算する規定等を整備するものです。
- 2 改正の内容
 - (1) 退職手当の算定に係る在職期間について、一般地方独立行政法人等職員から引き続き職員となった場合における一般地方独立行政法人等職員の期間を職員としての在職期間に通算する。
 - (2) 職員が退職した後に引き続き一般地方独立行政法人等職員となった場合における退職手当の不支給を規定する。
- 3 施行期日
平成23年7月1日

◇特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由
職員が起こした不祥事を厳粛に受け止め、管理監督責任を問う形で市長及び副市長に支給する給料の減額を行うものです。
- 2 改正の内容
市長及び副市長の7月分の給料月額について、財政上の臨時的削減措置△100分の20に、100分の10を上乗せして減額します。
- 3 施行期日
平成23年7月1日

条 例

条例第12号

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年4月27日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
大和高田市税賦課徴収条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第18条の14の次に次の2条を加える。

（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）

- 第18条の15 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第19条の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。
- 2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第19条の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。
- 3 第1項前段の場合において、第19条の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。
- 4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第19条の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。
- 5 第1項の規定は、平成23年度分の第27条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第28条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例）

- 第18条の16 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第18条の14の次に2条を加える改正規定（附則第18条の16に係る部分に限る。）は、平成24年1月1日から施行する。

条例第14号

大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年6月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市職員の退職手当に関する条例(昭和33年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項中「地方公務員等として退職」を「地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職」に、「第8条第6項」を「第8条第7項」に、「職員又は」を「職員、」に、「地方公務員等となった」を「地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となった」に改め、同項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第19号とし、同項第2号の次に次の16号を加える。

- (3) 第8条第5項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (4) 第8条第5項第2号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (5) 第8条第5項第3号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (6) 第8条第5項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (7) 第8条第5項第5号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (8) 第8条第5項第6号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (9) 第8条第5項第7号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (10) 第8条第6項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (11) 第9条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (12) 第9条第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (13) 第9条第3項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (14) 第9条第3項第2号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (15) 第9条第3項第3号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (16) 第9条第3項第4号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及

び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

(17) 第9条第3項第5号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(18) 第9条第3項第6号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

第7条の4第1項中「通勤による傷病による休職」の次に「及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする」と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職」を加える。

第7条の4第2項中「又は第3号」を「から第19号まで」に改める。

第8条第5項を次のように改める。

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) 職員が第20条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団

体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3) 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫等で、退職手当に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該公庫等に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(4) 特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員又は特定公庫等職員（以下「特定一般地方独立行政法人等職員」という。）が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(5) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(6) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(7) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの

期間

第8条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続いて特定一般地方独立行政法人職員となった者に対する前項第2号の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。

第9条を次のように改める。

（一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算）

第9条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き再び職員となった者の第8条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

- 2 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第8条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間については、第8条(第5項及び第6項を除く。)の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間を特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間として計算するものとする。

(1) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続き再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(2) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(3) 特定地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き職員となった場合においては、職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の始期から特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(4) 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き職員となった場合においては、国家公務員としての引き続きいた在職期間の始期から特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(5) 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて

特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続き再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後更に引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合においては、先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(6) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後更に引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合においては、先の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

4 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員となり、かつ、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が当該移行型一般地方独立行政法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

5 第7条の4第1項に規定する休職指定法人に使用される者が、その身分を保有したまま引き続き職員となった場合におけるその者の第8条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかったものとみなす。ただし、市長が規則で定める場合においては、この限りでない。

第20条に次の2項を加える。

3 職員が第9条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、市長が規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

条例第15号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年6月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和34年条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

7 平成23年7月1日から同月31日までの間、特別職の常勤の職員の給料月額を、附則第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から別表に規定する給与月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第6条及び第6条の2第2項の規定を適用する場合における給料月額は、別表の額とする。

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

規 則

規則第17号

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年5月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和32年規則第11号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成22年12月」を「平成23年6月」に改める。

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

規則第18号

大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年6月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則
大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則(平成8年規則第49号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第9号までを次のように改める。

様式第1号(第3条関係及び第8条関係)

大和高田市長 殿 医療費受給資格証交付申請書
医療費受給資格等異動届出書

異動日	種別	資格取得				その他の異動
申請日						
届出日		資格取得				

受給者番号	受給者氏名	生年月日	性別	続柄	個人番号	加入医療保険	
						被保険者氏名	
						記 号	番 号

扶養義務者	氏名	続柄	住所

上記のとおり届けます。

住所	
方 書	
届出人	Tel

備考

身体障害者手帳			
種 別	内 容		
交付年月日	年 月 日		
窓口渡	郵送	電算	台帳

(表)

心身障害者医療費受給資格証		
公費負担者番号		
受給者番号		
給受者	住所	奈良県大和高田市
	氏名	
	生年月日	
有効期間		年 月 日 から 年 月 日 まで
発行機関名及び印		奈良県 大和高田市長
交付年月日		年 月 日
<p>(注) 奈良県外で受診する場合は、自己負担額を支払う際、領収書を受け取って市役所窓口へ直接申請してください。</p>		

(裏)

<p>ご使用上の注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この証は、健康保険証を使って受診した際の医療に係る自己負担支払額について、助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。 2. 奈良県内の医療機関等で受診される時は、「健康保険証」にこの証を添えて、保険医療機関(病院や診療所や調剤薬局)に必ず提示してください。 3. 奈良県内の保険医療機関で受診される時は、一旦、保険の自己負担金を支払ってください。診療月から約3ヵ月後に市役所にデータが届きますので、支払った医療費から一部負担金額を差し引いて自動償還払いします。(市役所へ領収書の提出は不要です。年1回資格更新時に振込口座の登録をしてください。) 4. 奈良県外の保険医療機関で受診される時は、一旦保険の自己負担金を支払い、医療費助成金交付請求書(市役所にあります)に領収書を添付して申請してください。添付する領収書は、受診者名、受診年月日、保険点数、保険適用金額、発行医療機関名、領収印の記載のあるものに限ります。 5. 住所、氏名、健康保険証に変更があったときは、14日以内に市長に届け出てください。 6. 高額療養費の対象となる診療分、コルセット装着の療養費払いの請求については、事前に問い合わせてください。 7. 次の場合は、この証を速やかに市長に返してください。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 転出された場合 2. 有効期間が満了した場合 3. 保険の資格がなくなった場合 4. その他受給要件に該当しなくなった場合 8. この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。 9. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として処分の対象となります。
--

様式第3号(第4条関係)

医療費受給資格証交付申請却下通知書

第 年 月 日 号

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のあった医療費受給資格証交付申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。

記

理由

様式第4号(第5条関係)

医療費助成金交付請求書

年 月 日

大和高田市長 殿

(申請者) 住所 大和高田市 印
氏名
TEL

※金 円

ただし、年 月分 医療費助成金を上記のとおり交付されるよう請求します。
なお、上記金額を登録の口座に振り込んでください。

受給資格証 受給者番号		受給者氏名	
		生年月日	T・S・H 年 月 日生
加入医療保険 名称		加入医療保険記 号 番号	記号 番号

◎診療月ごとに申請してください。添付する領収書は受診者名・受診日・保険点数・金額・医療機関名・領収印のあるものに限りです。

【医療等の状況】	年 月分	決定 番号 ※
入 院	医療機関名	医療機関コード
日 (~)	総点数 点	自己負担支払額 円
日	高額療養費 円	一部負担金 円
日	支給額 円	支給額 円

医療機関名		医療機関コード			
日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額
日	点	円	円	円	円
医療機関名		医療機関コード			
日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額
日	点	円	円	円	円
医療機関名		医療機関コード			
日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額
日	点	円	円	円	円
医療機関名		医療機関コード			
日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額
日	点	円	円	円	円
合計		自己負担支払額	高額医療費	一部負担金	支給額
		円	円	円	円
※確認欄	保険の自己負担割合(1割・2割・3割)		高額療養費の有無(限度額)		
			係	決裁年月日	年 月 日
				交付年月日	年 月 日
				台帳確認	年 月 日

※欄は記入しないでください。

様式第5号(第5条関係)

医療費助成金支給申請書

大和高田市長 殿

受給者番号	受給者氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(委任状)
私は、
年 月 日 に請求した助成金の受領に関すること。
を代理人と定め、次の権限を委任する。

(申請者) 住所
氏名 印

(代理人) 住所
氏名 印

住所	大和高田市 (TEL)
----	-----------------

上記のとおり、医療費助成金の支給を申請します。
なお、医療費の支給後において、医療費を調整する必要が生じた場合
次回給付額と相殺又は充当することを承諾します。

年 月 日
(申請者及び扶養義務者)
氏名 印

口座 振替 依頼書	金融機関名	銀行 専用口座 番号	支店
	金融機関コード		店舗コード
	口座番号		普通・当座
	フリガナ		
	口座名義人		

※ゆうちょ銀行への振込みは振込専用番号が必要です。(通帳コピー添付)

様式第6号(第6条関係)
(表面)

福祉医療費受給資格証更新申請書

大和高田市長 申請者 住所 大和高田市 年 月 日
氏名 印

< 加入健康保険届 > 変更 < 有・無 >

< 振込口座届 > 変更 < 有・無 >

現届出保険	受給者名	
	被保険者名	
	記号・番号	
	保険者名	
	保険者番号	

口座振込	金融機関名	
	支店名	
	科目	口座番号

※加入健康保険・振込口座に変更があれば下記に記入してください。

加入保険	被保険者名	
	記号・番号	
	保険加入日	年 月 日 加入
	保険者名	
	保険者番号	

口座振込	金融機関名	銀行・協会の 振替用紙・振替用紙	コード				
	支店名	支店・本店 出張所	コード				
	科目	普通・当座・その他	口座番号				
	(フリガナ)						

(裏面)

同意書

福祉医療費受給資格証の更新及び福祉医療費助成金の支給申請に当たり、以下のことを確認し、同意します。

- ・本受給資格審査を受けるために必要な所得等の情報を閲覧・使用すること。
- ・福祉医療費助成金の支給について、既に受給した助成金の差額に関する相談を受けること。
- ・療養の給付に係る一部負担金について高額療養費の支給を受けることができる場合に係る以下の内容
 - イ) 被保険者証及び福祉医療費受給資格証について、医療機関等が写しを徴すること。
 - ロ) 当該療養に係る診療報酬明細書等について、医療機関等が写しを徴すること。
 - ハ) 上記について、医療機関等が市長に提出すること。

様式第7号(第8条の2関係)

受給資格登録停止通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで受給資格証を交付した受給資格について、下記のとおり登録を停止するので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌月から起算して60日以内に大和高

田市長に対して異議申立てをすることができます。

記

受給者番号		受給者	
助成制度種別			
受給資格停止事由			
受給資格停止期間	年 月 日から 上記事項が解消されるまで		

(注) 本通知書受領後は、速やかに受給資格証を返却してください。

様式第8号（第8条の2関係）

受給資格登録停止解除通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

年 月 日第 号で資格停止した受給資格について、停止を解除しますので通知します。

記

受給者番号		受給者	
助成制度種別			

様式第9号(第9条関係)

心身障害者医療受給者台帳

受給者No.	証	制度	個人番号
カナ		世帯主名	
氏名		生年月日	性別
住所 方書			
住民日	異動日	住民区分	電話
資格	発生日	届出日	事由
	喪失日	届出日	処理日 事由
受給者証	交付日	有効期間	証回収日
	再交付日	事由	
医療保険	異動日	届出日	処理日
	種別	本扶	被保険者
	記号	番号	
	保険者	名称	附加給付
	所在地		
身障手帳	交付日	種別	内容
備考			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第19号

大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年6月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則(平成8年規則第48号)の一部を次のように改正する。
様式第1号から様式第9号までを次のように改める。

様式第1号(第3条関係及び第7条関係)

医療費受給資格証交付申請書
医療費受給資格等異動届出書

大和高田市長殿

異動日	種別	資格取得				その他の異動
申請日 届出日						
		資格取得				

受給者番号	受給者氏名	生年月日	性別	続柄	個人番号	加入医療保険	
						記号	番号
						保険者	

扶養義務者	氏名	続柄	住所

上記のとおり届けます。

住所	
方書	
届出人	Tel

備考

身体障害者手帳			
種別	内容		
交付年月日	年月日		
窓口渡	郵送	電算	台帳

様式第2号(第4条関係)

(表)

乳幼児医療費受給資格証		
公費負担者番号		
受給者番号		
給受者	住所	奈良県大和高田市
	氏名	
	生年月日	
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
発行機関名及び印	奈良県 大和高田市長	
交付年月日	年 月 日	
(注) 奈良県外で受診する場合は、自己負担額を支払う際、領収書を受け取って市役所窓口へ直接申請してください。		

(裏)

<p>ご使用上の注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> この証は、健康保険証を使って受診した際の医療に係る自己負担支払額について、助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。 奈良県内の医療機関等で受診される時は、「健康保険証」にこの証を添えて、保険医療機関(病院や診療所や調剤薬局)に必ず提示してください。 奈良県内の保険医療機関で受診される時は、一旦、保険の自己負担金を支払ってください。診療月から約3ヵ月後に市役所にデータが届きますので、支払った医療費から一部負担金額を差し引いて自動償還払いします。(市役所へ領収書の提出は不要です。年1回資格更新時に振込口座の登録をしてください。) 奈良県外の保険医療機関で受診される時は、一旦保険の自己負担金を支払い、医療費助成金交付請求書(市役所にあります)に領収書を添付して申請してください。添付する領収書は、受診者名、受診年月日、保険点数、保険適用金額、発行医療機関名、領収印の記載のあるものに限りします。 住所、氏名、健康保険証に変更のあったときは、14日以内に市長に届け出てください。 高額療養費の対象となる診療分、コルセット装着の療養費払いの請求については、事前に問い合わせてください。 次の場合は、この証を速やかに市長に返してください。 <ol style="list-style-type: none"> 転出された場合 有効期間が満了した場合 保険の資格がなくなった場合 その他受給要件に該当しなくなった場合 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として処分の対象となります。
--

様式第3号(第4条関係)

医療費受給資格証交付申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

年 月 日付けで申請のあった医療費受給資格証交付申請については、
下記の理由により却下しましたので通知します。

記

理由

様式第4号(第5条関係)

医療費助成金交付請求書

年 月 日

大和高田市長 殿

(申請者) 住所 大和高田市
氏名

印

TEL

※金 円

ただし、年 月分 医療費助成金を上記のとおり交付されるよう請求します。
なお、上記金額を登録の口座に振り込んでください。

受給資格証 受給者番号		受給者氏名	
		生年月日	T・S・H 年 月 日生
加入医療保険 名称		加入医療保険記 号 番号	記号 番号

◎診療月ごとに申請してください。添付する領収書は受診者名・受診日・保険点数・金額・医療機関名・領収印のあるものに限りです。

【医療等の状況】						年 月分	決定 番号 ※
入 院	医療機関名			医療機関コード			
	日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額	
	日 (~)	点	円	円	円	円	
外 来 等	医療機関名			医療機関コード			
	日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額	
	日	点	円	円	円	円	
	医療機関名			医療機関コード			
	日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額	
	日	点	円	円	円	円	
	医療機関名			医療機関コード			
	日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額	
	日	点	円	円	円	円	
	医療機関名			医療機関コード			
	日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額	
	日	点	円	円	円	円	
医療機関名			医療機関コード				

	日数	総点数	自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額
	日	点	円	円	円	円
合計			自己負担支払額	高額療養費	一部負担金	支給額
			円	円	円	円
※確認欄	保険の自己負担割合(1割・2割・3割)			高額療養費の有無(限度額)		
			係	決裁年月日	年 月 日	
				交付年月日	年 月 日	
				台帳確認	年 月 日	

※欄は記入しないでください。

様式第5号(第5条関係)

医療費助成金支給申請書

大和高田市長 殿

受給者番号	受給者氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(委任状)
私は、
年 月 日に請求した助成金の受領に関する事。
を代理人と定め、次の権限を委任する。

(申請者) 住所
氏名 印

(代理人) 住所
氏名 印

住所	大和高田市 (TEL)
----	-----------------

上記のとおり、医療費助成金の支給を申請します。
なお、医療費の支給後において、医療費を調整する必要が生じた場合
次回給付額と相殺又は充当することを承諾します。

年 月 日

(申請者及び扶養義務者)

氏名

印

口座 振替 依頼書	金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店
	金融機関コード		店舗コード
	口座番号		普通・当座
	口座名義人	フリガナ	

※ゆうちょ銀行への振込みは振込専用番号が必要です。(通帳コピー添付)

様式第6号(第5条の2関係)
(表面)

福祉医療費受給資格証更新申請書

大和高田市長

申請者

住所 大和高田市

年 月 日

TEL

裏面同表書に同意し、下記のとおり福祉医療費受給資格証の更新届けをします。

氏名 印

< 加入健康保険届 > 変更 < 有・無 >

< 振込口座届 > 変更 < 有・無 >

現 届 出 保 険	受給者名	
	被保険者名	
	記号・番号	
	保険者名	
	保険者番号	

日 産 婦 人	金融機関名	
	支店名	
	科目	口座番号

※加入健康保険・振込口座に変更があれば下記に記入してください。

加 入 保 険	被保険者名	
	記号・番号	
	保険加入日	年 月 日 加入
	保険者名	
	保険者番号	

日 産 婦 人	金融機関名	銀行・信用 金庫・農協	コ-ト
	支店名	支店・本店 出張所	コ-ト
	科目	普通・当座・その他	口座番号
	(フリガナ)		

(表面)

同意書

福祉医療費受給資格証の更新及び福祉医療費助成金の支給申請に当たり、以下のことを確認し、同意します。

- ・本受給資格審査を受けるために必要な所得等の情報を閲覧・使用すること。
- ・福祉医療費助成金の支給について、既に受給した助成金の差額に関する相殺を受けること。
- ・療養の給付に係る一部負担金について高額療養費の支給を受けることができる場合に係る以下の内容
 - イ)被保険者証及び福祉医療費受給資格証について、医療機関等が写しを徴すること。
 - ロ)当該療養に係る診療報酬明細書等について、医療機関等が写しを徴すること。
 - ハ)上記について、医療機関等が市長に提出すること。

様式第7号(第7条の2関係)

受給資格登録停止通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで受給資格証を交付した受給資格について、下記のとおり登録を停止するので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌月から起算して60日以内に大和高田市長に対して異議申立てをすることができます。

記

受給者番号		受給者	
助成制度種別			
受給資格停止事由			
受給資格停止期間	年 月 日から 上記事項が解消されるまで		

(注)本通知書受領後は、速やかに受給資格証を返却してください。

様式第8号(第7条の2関係)

受給資格登録停止解除通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日第 号で資格停止した受給資格について、停止を解除しますので通知します。

記

受給者番号		受給者	
助成制度種別			

様式第9号（第8条関係）

乳幼児医療受給者台帳

受給者No.		証		制度		負担区分		個人番号	
カナ氏名				世帯主名				性別	
住所	〒								
住民日		異動日		住民区分		電話			
扶養義務者	個人No.				住民日				
	氏名				続柄				
資格	発生日		届出日		事由				
	喪失日		届出日		処理日		事由		
受給者証	交付日		有効期間				証回収日		
	再交付日		事由		区分適用		区分判定		
医療保険	異動日		届出日		処理日				
	種別		本扶		被保険者				
	記号			番号					
	保険者			名称		附加給付			
	所在地								
備考									

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第20号

大和高田市母子医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年6月29日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市母子医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市母子医療費助成条例施行規則（平成8年規則第50号）の一部を次のように改正する。
題名中「母子」を「ひとり親家庭等」に改める。

第1条中「母子」を「ひとり親家庭等」に改める。

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる書類は、添付することを要しない。

(1) 申請者が大和高田市内に住所を有するとき 前項第1号に掲げる書類

(2) 条例第3条の2第1項各号に規定する者が大和高田市内に居住し、かつ、大和高田市民税課税台帳により所得額を確認できるとき 前項第2号に掲げる書類

第4条及び第9条中「母子」を「ひとり親家庭等」に改める。

様式第1号から様式第9号までを次のように改める。

様式第1号(第3条関係及び第8条関係)

医療費受給資格証交付申請書

大和高田市長殿

医療費受給資格等異動届出書

異動日	種別	資格取得				その他の異動
申請日						
届出日		資格取得				

受給者番号	受給者氏名	生年月日	性別	続柄	個人番号

加入医療保険	
扶養者 氏名	
記号	番号
保険者	

扶養義務者	氏名	続柄	住所

上記のとおり届けます。

住所	
方書	
届出人	TEL

備考

身体障害者手帳			
種別	内容		
交付年月日	年月日		
窓口渡	郵送	電算	台帳

様式第2号（第4条関係）

（表）

ひとり親家庭等医療費受給資格証		
公費負担者番号		
受給者番号		
給受者	住所	奈良県大和高田市
	氏名	
	生年月日	
有効期間		年 月 日 から 年 月 日 まで
発行機関名及び印		奈良県 大和高田市長
交付年月日		年 月 日
（注）奈良県外で受診する場合は、自己負担額を支払う際、領収書を受け取って市役所窓口へ直接申請してください。		

（裏）

<p>ご使用上の注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この証は、健康保険証を使って受診した際の医療に係る自己負担支払額について、助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。 2. 奈良県内の医療機関等で受診される時は、「健康保険証」にこの証を添えて、保険医療機関（病院や診療所や調剤薬局）に必ず提示してください。 3. 奈良県内の保険医療機関で受診される時は、一旦、保険の自己負担金を支払ってください。診療月から約3ヵ月後に市役所にデータが届きますので、支払った医療費から一部負担金額を差し引いて自動償還払いします。（市役所へ領収書の提出は不要です。年1回資格更新時に振込口座の登録をしてください。） 4. 奈良県外の保険医療機関で受診される時は、一旦保険の自己負担金を支払い、医療費助成金交付請求書（市役所にあります）に領収書を添付して申請してください。添付する領収書は、受診者名、受診年月日、保険点数、保険適用金額、発行医療機関名、領収印の記載のあるものに限りします。 5. 住所、氏名、健康保険証に変更があったときは、14日以内に市長に届け出てください。 6. 高額療養費の対象となる診療分、コルセット装着の療養費払いの請求については、事前に問い合わせてください。 7. 次の場合は、この証を速やかに市長に返してください。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 転出された場合 2. 有効期間が満了した場合 3. 保険の資格がなくなった場合 4. その他受給要件に該当しなくなった場合 8. この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。 9. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として処分の対象となります。

様式第3号(第4条関係)

医療費受給資格証交付申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

年 月 日付けで申請のあった医療費受給資格証交付申請については、
下記の理由により却下しましたので通知します。

記

理由

様式第4号(第5条関係)

医療費助成金交付請求書

年 月 日

大和高田市長 殿

(申請者) 住所 大和高田市
氏名

印

TEL

※金 円

ただし、年 月分 医療費助成金を上記のとおり交付されるよう請求します。
なお、上記金額を登録の口座に振り込んでください。

受給資格証 受給者番号		受給者氏名	
		生年月日	T・S・H 年 月 日生
加入医療保険 名称		加入医療保険 記号 番号	記号 番号

◎診療月ごとに申請してください。添付する領収書は受診者名・受診日・保険点数・金額・医療機関名・領収印のあるものに限ります。

【医療等の状況】							年 月分	決定 番号 ※
入 院	医療機関名			医療機関コード				
	日数 日 (~)	総点数 点	自己負担支払額 円	高額療養費 円	一部負担金 円	支給額 円		
外 来 等	医療機関名			医療機関コード				
	日数 日	総点数 点	自己負担支払額 円	高額療養費 円	一部負担金 円	支給額 円		
	医療機関名			医療機関コード				
	日数 日	総点数 点	自己負担支払額 円	高額療養費 円	一部負担金 円	支給額 円		
	医療機関名			医療機関コード				
	日数 日	総点数 点	自己負担支払額 円	高額療養費 円	一部負担金 円	支給額 円		
	医療機関名			医療機関コード				
	日数 日	総点数 点	自己負担支払額 円	高額療養費 円	一部負担金 円	支給額 円		
	医療機関名			医療機関コード				
	日数 日	総点数 点	自己負担支払額 円	高額療養費 円	一部負担金 円	支給額 円		

		日	点	円	円	円	円
合計				自己負担支払額	高額医療費	一部負担金	支給額
				円	円	円	円
※確認欄		保険の自己負担割合（1割・2割・3割）			高額療養費の有無（限度額）		
				係	決裁年月日	年 月 日	
					交付年月日	年 月 日	
					台帳確認	年 月 日	

※欄は記入しないでください。

様式第5号（第5条関係）

医療費助成金支給申請書

大和高田市長 殿

受給者番号	受給者氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

（委任状）
私は、
年 月 日 に請求した助成金の受領に関する、次の権限を委任する。
を代理人と定め、次の権限を委任する。

（申請者） 住所 _____ 印
氏名 _____

（代理人） 住所 _____ 印
氏名 _____

住所	大和高田市 (TEL _____)
----	----------------------

上記のとおり、医療費助成金の支給を申請します。
なお、医療費の支給後において、医療費を調整する必要が生じた場合
次回給付額と相殺又は充当することを承諾します。

年 月 日

（申請者及び扶養義務者）

氏名 _____

印 _____

口座振替依頼書	金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店
	金融機関コード		店舗コード
	口座番号		普通・当座
	口座名義人	フリガナ	

※ゆうちょ銀行への振込みは振込専用番号が必要です。（通帳コピー添付）

様式第6号（第6条関係）

（表面）

福祉医療費受給資格証更新申請書

年 月 日

大和高田市長

申請者

住所 大和高田市

TEL _____

※国可書に同意し、下記のとおり福祉医療費受給資格証の更新届けをします。

氏名 _____ 印 _____

< 加入健康保険届 > 変更 < 有・無 >

< 振込口座届 > 変更 < 有・無 >

現届出保険	受給者名	
	被保険者名	
	記号・番号	
	保険者名	
	保険者番号	_____

口座名義人	金融機関名	
	支店名	
	科目	口座番号
	フリガナ	

※加入健康保険・振込口座に変更があれば下記に記入してください。

加入保険	被保険者名	
	記号・番号	
	保険加入日	年 月 日 加入
	保険者名	
	保険者番号	_____

口座名義人	金融機関名	銀行・信用金庫 農協	フリガナ
	支店名	支店・本店 出張所	フリガナ
	科目	普通・当座・その他	口座番号
	フリガナ		

(表面)

同意書

福祉医療費受給資格証の更新及び福祉医療費助成金の支給申請に当たり、以下のことを確認し、同意します。

- ・本受給資格審査を受けるために必要な所得等の情報を閲覧・使用すること。
- ・福祉医療費助成金の支給について、既に受給した助成金の差額に関する相殺を受けること。
- ・療養の給付に係る一部負担金について高額療養費の支給を受けることができる場合に係る以下の内容
 - イ)被保険者証及び福祉医療費受給資格証について、医療機関等が写しを徴すること。
 - ロ)当該療養に係る診療報酬明細書等について、医療機関等が写しを徴すること。
 - ハ)上記について、医療機関等が市長に提出すること。

様式第7号(第8条の2関係)

受給資格登録停止通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで受給資格証を交付した受給資格について、下記のとおり登録を停止するので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌月から起算して60日以内に大和高田市長に対して異議申立てをすることができます。

記

受給者番号		受給者	
助成制度種別			
受給資格停止事由			
受給資格停止期間	年 月 日から 上記事項が解消されるまで		

(注)本通知書受領後は、速やかに受給資格証を返却してください。

様式第8号(第8条の2関係)

受給資格登録停止解除通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日第 号で資格停止した受給資格について、停止を解除しますので通知します。

記

受給者番号		受給者	
助成制度種別			

様式第9号（第9条関係）

ひとり親家庭等医療受給者台帳

受給者No.	証	制度	個人番号
カナ氏名		世帯主名	
住所		生年月日	性別
住所			
住民日	異動日	住民区分	電話
扶養義務者	個人No.	住民日	
	氏名		続柄
資格	発生日	届出日	事由
	喪失日	届出日	処理日 事由
受給者証	交付日	有効期間	証回収日
	再交付日	事由	
医療保険	異動日	届出日	処理日
	種別	本扶	被保険者
	記号	番号	
	保険者	名称	
備考			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、題名の改正規定、第1条の改正規定、第4条及び第9条の改正規定並びに様式第1号から様式第9号までの改正規定（様式第2号及び様式第9号に係る部分に限る。）は、平成23年8月1日から施行する。

規則第21号

大和高田市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年6月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成2年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中「又は第3号」を「から第19号まで」に改める。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

告 示

告示第67号

平成23年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所が不明であるため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、税務課固定資産税務グループで保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成23年6月3日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1 納税通知書の発送年月日

平成23年4月8日

2 この公示送達により変更する納期限

変更前 平成23年5月2日 変更後 平成23年8月1日

3 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み。

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第68号

平成23年6月13日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

平成23年6月6日

大和高田市長 吉田 誠 克

告示第69号

屋外広告物法第8条の規定により、次のとおり違反広告物を保管しましたので告示します。

平成23年6月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	日本共産党	はり札	4	市内	5/24	5/24	雲梯資材置場

問い合わせ先 環境建設部 都市計画課 TEL 0745-22-1101

告示第70号

平成23年度軽自動車税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)

第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成23年6月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 納税通知書の発送年月日

平成23年5月2日

2. この公示送達により変更する納期限

変更前 平成23年5月31日

変更後 平成23年8月1日

3. 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み。

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第71号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成23年6月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根 大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成23年6月30日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成23年3月3日、同月7日、同月9日、同月22日、同月24日、同月28日、同月29日

告示第72号

平成23年6月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成23年6月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 平成23年度大和高田市一般会計補正予算(第1号)

平成23年度大和高田市一般会計補正予算(第1号)

平成23年度大和高田市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ186,622千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,436,622千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		6,590,000	22,753	6,612,753
	1 地方交付税	6,590,000	22,753	6,612,753
13 国庫支出金		4,201,374	66,519	4,267,893
	1 国庫負担金	4,018,209	55,000	4,073,209
	2 国庫補助金	157,313	11,519	168,832
14 県支出金		1,396,046	1,250	1,397,296
	2 県補助金	474,488	1,250	475,738
16 寄附金		1	100	101
	1 寄附金	1	100	101
18 諸収入		237,473	3,500	240,973
	4 雑入	221,088	3,500	224,588
19 市債		1,728,800	92,500	1,821,300
	1 市債	1,728,800	92,500	1,821,300
歳入	合計	23,250,000	186,622	23,436,622

歳出

3年度大和高田市一般会計補正予算(第1号)

人 員
(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正計
3 民生費		9,898,841	59,384	9,958,225
	1 社会福祉費	3,635,719	100	3,635,819
	2 児童福祉費	3,359,246	59,284	3,418,530
4 衛生費		2,468,550	4,738	2,473,288
	1 保健衛生費	883,798	4,738	888,536
8 土木費		1,268,288	119,000	1,387,288
	2 道路橋りょう費	82,567	3,000	85,567
	3 都市計画費	894,948	116,000	1,010,948
10 教育費		1,905,497	3,500	1,908,997
	1 教育総務費	320,731	3,500	324,231
歳 出 合 計		23,250,000	186,622	23,436,622

第2表 地方債

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育所耐震補強事業	千円 40,800	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
本郷大中線街路事業	45,000	〃	〃	〃
総合公園整備事業	6,700	〃	〃	〃
計	92,500			

告示第73号

平成23年度未納市税の催告書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成23年6月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 この通知の発送年月日 平成23年6月14日
2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み。

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第75号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年7月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

2. 移動年月日

平成23年6月6日、同月9日、同月13日、同月15日、同月21日、同月23日、同月29日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時
ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア. 移動費 2,000円
 - イ. 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

公 告

公告第58号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成23年6月3日

大和高田市長 吉田 誠 克

公告第59号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成23年6月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

1	工事名	陵西小学校北館1階金属製建具改修工事
2	工事場所	大和高田市池田地内

3 工事期間	契約締結の日から平成23年8月31日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成22・23年度大和高田市格付け等級がBであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成23年6月8日(水)から平成23年6月13日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年6月14日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成23年6月8日(水)から平成23年6月13日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年6月8日(水)から平成23年6月17日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年6月17日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。

の提出方法	<p>(1) 期限 平成23年6月21日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1.1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年6月22日（水）午前10時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
1.4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1.5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1.6 契約保証金	免除します。
1.7 最低制限基準比較価格	¥5,570,000円（消費税等抜き）
1.8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1.9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2.0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第60号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成23年6月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

公告第61号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年6月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

1	工事名	埴青少年会館空調設備取替工事
2	工事場所	大和高田市日之出町地内
3	工事期間	契約締結の日から平成23年12月28日まで
4	工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5	入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の電気工事若しくは管工事(空調)に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6	競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成23年6月17日(金)から平成23年6月21日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7	競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年6月22日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8	入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成23年6月17日(金)から平成23年6月21日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>

9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年6月17日(金)から平成23年6月24日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年6月24日(金)午後5時まで</p> <p>回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年6月29日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年6月30日(木)午前10時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥3,930,000円(税抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第62号

大和高田市職員採用規程(平成21年訓令第6号)第6条の規定に基づき、平成23年度大和高田

市職員採用試験（医療職）の実施を次のとおり公告する。

平成23年6月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 職種、採用予定人員及び受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
看護師	3名	(1) 昭和27年4月2日以降に生まれた者で「保健師助産師看護師法」による看護師免許を有するもの又は平成24年に免許取得見込みのもの (2) 大和高田市立病院で交代制勤務可能な者
助産師	2名	(1) 昭和27年4月2日以降に生まれた者で「保健師助産師看護師法」による助産師免許を有するもの又は平成24年に免許取得見込みのもの (2) 大和高田市立病院で交代制勤務可能な者
臨床検査技師	3名	昭和51年4月2日以降に生まれた者で「臨床検査技師等に関する法律」による臨床検査技師免許を有するもの又は平成24年に免許取得見込みのもの
薬剤師	1名	昭和51年4月2日以降に生まれた者で「薬剤師法」による薬剤師免許を有するもの又は平成24年に免許取得見込みのもの

(1) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 大和高田市において懲戒免職を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ⑤ 日本国籍を有しない者で、在留資格において就職等が制限されているもの

2 試験の日時・場所・試験の種類及び合格発表

区分	試験内容
日時	平成23年7月16日（土）午前9時から
場所	大和高田市立看護専門学校
試験の種類	小論文（60分） 口述試験（面接）
合格発表	試験後3週間程度（可否にかかわらず本人に通知します。）

3 受験手続

(1) 受付期間及び場所

受付期間：平成23年7月1日（金）から平成23年7月13日（水）まで
（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）

受付時間：午前9時から午後5時まで（受験票を交付します。）

受付場所：大和高田市立病院 総務企画課

（注） 郵送での受付はしませんので、必ず持参して下さい（代理可）。

(2) 提出書類 ◎必須書類 ○免許取得者 △免許取得見込者

提出書類 職種	履歴書市 販A4判	写真 2枚	最終学校卒業 (見込)証明書	最終学校成 績証明書	免許証(写 し可)	返信用 封筒
看護師	◎	◎	△	△	○	◎
助産師	◎	◎	△	△	○	◎
臨床検査技師	◎	◎	△	△	○	◎
薬剤師	◎	◎	△	△	○	◎

(注1) 写真は、3月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm 横3cm）で、うち1枚は履歴書に貼付し、他1枚は受験票用に持参してください。

(注2) 返信用封筒（定形封筒：23.5cm×12.0cm）1通に80円切手を貼付し、宛名を記入してください。

(注3) 免許取得者は、最終学校の卒業証明書及び成績証明書は不要です。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、大和高田市の職員として採用される資格を持つこととなります。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から1年間です。最終合格者のうち、卒業見込みの者が平成24年3月末日までに卒業できなかった場合、又は免許を平成24年に取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿から抹消し採用を取り消します。

(3) 平成24年4月1日時点で免許試験結果が未定の場合は、4月中を技術見習とします。

5 給与等について

(1) 平成23年7月1日現在の初任給月額（免許取得者に限る。）は、看護師203,900円、助産師215,700円、臨床検査技師184,500円、薬剤師（大学6卒）204,000円、薬剤師（大学卒）190,900円です。

(2) 初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。

(3) 一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、各種手当が支給されますが、一部手当については、当分の間、減額措置等がなされています。

6 その他

(1) 提出書類に不備がある場合は、お返しすることがありますが、このために生じた申込の遅延等には責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。

(2) 提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合には、合格を取り消すことがあります。

(3) この試験に関する提出書類は、一切お返ししません。

(4) インターネットでも採用試験に関する情報を提供しています。（ホームページアドレス <http://www.ym-hp.yamatotakada.nara.jp>）

(5) 採用時には健康診断書を提出してください。

(6) 試験についての問い合わせ先

大和高田市立病院事務局総務企画課内「大和高田市（市立病院）職員採用試験委員会事務局」

公告第63

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成23年6月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	建築設備定期検査業務（市内3中学校・市内8小学校・市内8公立保育所）及び特殊建築物定期調査業務（市内8公立保育所）
-------	---

2 業務場所	大和高田市 大中東町 他18 地内
3 業務期間	契約締結の日から平成23年12月28日(水)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成23年6月29日(水)から平成23年7月4日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年7月5日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。貸出期間は半日とします。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成23年6月29日(水)から平成23年7月8日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 前回の報告書の閲覧	<p>前回の報告書の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の日 平成23年7月8日(金)</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。また受付は3時30分までとします。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 教育委員会事務局教育総務課(本庁舎南隣2階)</p>

10 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年7月8日（金）から平成23年7月11日（月）まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年7月12日（火）午後5時まで</p>
11 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年7月14日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
12 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
13 入札保証金	<p>免除します。</p>
14 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年7月15日（金）午前10時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
15 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札</p>
16 落札者の決定	<p>落札者は、この公告に示した業務を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
17 契約保証金	<p>大和高田市契約規則第30条によるものとします。</p>
18 最低制限価格	<p>設定しません。</p>
19 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
21 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が1者となった場合であっても、開札は執行します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第64号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成23年6月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	消防設備定期点検業務（市内8小学校）
2 業務場所	大和高田市 旭北町 他7 地内
3 業務期間	契約締結の日から平成24年3月30日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿、又は大和高田市建物管理等に係る役務の提供競争入札参加資格者名簿（建物管理業務）に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 次のいずれかの資格を有する者であること。</p> <p>ア) 「消防設備点検資格者の第1種」及び「第2種」の資格を有する者</p> <p>イ) 「消防設備点検資格者の第1種」、「第4類及び5類の消防設備士甲種又は乙種」及び「消防設備士乙種第7類」の資格を有する者</p> <p>ウ) 「消防設備点検有資格者の第2種」、「第1類の消防設備士甲種又は乙種」及び「消防設備士乙種第6類」の資格を有する者</p> <p>エ) 「第1類、第4類及び第5類の消防設備士甲種又は乙種」及び「第6類、第7類の消防設備士乙種」の資格を有する者</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 入札参加資格要件 5（3）に定める有資格者であることを証する写しを申請書と同時に提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成23年6月29日（水）から平成23年7月4日（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年7月5日（火）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書</p>

	及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。貸出期間は半日とします。 (1) 閲覧等の期間 平成23年6月29日(水)から平成23年7月8日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)
9 前回の報告書の閲覧	前回の報告書の閲覧は、次のとおり行います。 (1) 閲覧の日 平成23年7月7日(木) (2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。また受付は3時30分までとします。 (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 教育委員会事務局教育総務課(本庁舎南隣2階)
10 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成23年7月8日(金)から平成23年7月11日(月)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成23年7月12日(火)午後5時まで
11 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成23年7月14日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
12 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
13 入札保証金	免除します。
14 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成23年7月15日(金)午前10時30分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
15 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札

16 落札者の決定	落札者は、この公告に示した業務を履行できると大和高田市が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。
17 契約保証金	大和高田市契約規則第30条によるものとします。
18 最低制限価格	設定しません。
19 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
20 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
21 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が1者となった場合であっても、開札は執行します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第65号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年6月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	消防設備定期点検業務(市内3中学校・市内7幼稚園・市内8公立保育所)
2 業務場所	大和高田市 大中東町 他17 地内
3 業務期間	契約締結の日から平成24年3月30日(金)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿、又は大和高田市建物管理等に係る役務の提供競争入札参加資格者名簿(建物管理業務)に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 次のいずれかの資格を有する者であること。 ア) 「消防設備点検資格者の第1種」及び「第2種」の資格を有する者 イ) 「消防設備点検資格者の第1種」、「第4類及び5類の消防設備士甲種又は乙種」及び「消防設備士乙種第7類」の資格を有する者 ウ) 「消防設備点検有資格者の第2種」、「第1類の消防設備士甲種又は乙種」及び「消防設備士乙種第6類」の資格を有する者 エ) 「第1類、第4類及び第5類の消防設備士甲種又は乙種」及び「第6類、第7類の消防設備士乙種」の資格を有する者 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。

	<p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 入札参加資格要件 5(3)に定める有資格者であることを証する写しを申請書と同時に提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成23年6月29日(水)から平成23年7月4日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年7月5日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。貸出期間は半日とします。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成23年6月29日(水)から平成23年7月8日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 前回の報告書の閲覧	<p>前回の報告書の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の日 平成23年7月7日(木)</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。また受付は3時30分までとします。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 教育委員会事務局教育総務課(本庁舎南隣2階)</p>
10 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年7月8日(金)から平成23年7月11日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年7月12日(火)午後5時まで</p>
11 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年7月14日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
12 入札書	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である</p>

への記載	かを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
13 入札保証金	免除します。
14 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成23年7月15日（金）午前10時40分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
15 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
16 落札者の決定	落札者は、この公告に示した業務を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
17 契約保証金	大和高田市契約規則第30条によるものとします。
18 最低制限価格	設定しません。
19 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
20 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
21 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が1者となった場合であっても、開札は執行します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第66号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成23年6月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	天満保育所耐震改修工事
2 工事場所	大和高田市 吉井 地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年12月28日（水）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2) 平成22・23年度大和高田市格付け等級がAであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

	<p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成23年6月30日(木)から平成23年7月4日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年7月5日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成23年6月30日(木)から平成23年7月4日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年6月30日(木)から平成23年7月7日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年7月8日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成23年7月14日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である</p>

への記載	かを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成23年7月15日（金）午前9時00分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥19,810,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第67号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成23年7月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 件名	平成23年度給配水管漏水調査業務委託
2 履行場所	市内全域
3 履行期間	契約締結日から平成24年3月30日まで
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	次に掲げるすべての要件を満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けていない者であること。 (3) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (4) 平成23年度本市競争入札参加資格者名簿に登録していること。

	(5) 過去3年度(平成20年4月1日から平成23年3月31日まで)に区市町村の上水道施設の漏水調査業務で1件あたりの受託金額が1千万円以上の業務の履行実績を有する者であること。
6 競争入札参加資格の申請	<p>本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)しています。</p> <p>(2) 上記「5 入札参加資格要件」の(5)についてはこの要件を満たす業務の契約書の写しを、提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成23年7月1日(金)から平成23年7月7日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年7月8日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)等の配布	<p>入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成23年7月1日(金)から平成23年7月7日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑は、FAXにより次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年7月1日(金)から平成23年7月13日(水)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答方法及び期日 回答は、質問者へのみFAXにより随時行うものとし、平成23年7月14日(火)午後5時までに完了するものとする。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年7月19日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留または特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>

1.1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 （1）日時 平成23年7月20日（水）午前11時00分から （2）場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室
1.4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1.5 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。
1.6 契約保証金	免除します。
1.7 最低制限価格	設定しません。
1.8 開札結果等の公表	開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1.9 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第68号

大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則（昭和57年規則第21号）の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標を無効としたので公告します。

平成23年7月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

○ 臨時運行許可番号標番号

33-69

教育委員会**教育委員会告示第12号**

大和高田市教育委員会7月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成23年6月29日

大和高田市教育委員会

委員長 村井 善治

記

日時 平成23年7月5日（火）午後2時00分～

場所 さざんかホール 4階 会議室

- 議案 第1号 平成23・24年度大和高田市スポーツ振興審議会委員委嘱(案)について
 第2号 後援願いについて
 第3号 その他

教育委員会告示第13号

大和高田市文化会館施設使用料等の歳入の徴収を委託しましたので、大和高田市会計規則第17条の3第1項の規定により告示します。

平成23年7月1日

大和高田市教育委員会
委員長 村井善治

- 1 受託者の住所及び氏名
 橿原市醍醐町296番地の1
 アスカ美装株式会社
 代表取締役 森脇信之
- 2 委託した事務の範囲
 大和高田市文化会館における以下の料金徴収事務
 (1) 大和高田市文化会館施設利用料
 (2) 大和高田市文化会館附属設備使用料
 (3) 大和高田市文化会館入場料
 (4) 複写機使用料
 (5) 大和高田市文化会館友の会年会費
- 3 委託した期間
 平成23年7月1日から平成26年6月30日まで

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第72号

平成23年6月2日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成23年6月2日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西清一

- 3分の1の数 19,196人
 6分の1の数 9,598人
 50分の1の数 1,152人

選挙管理委員会告示第73号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成23年6月15日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西清一

記

- 1 日時 平成23年6月20日(月)午前9時00分
- 2 場所 大和高田市大字大中100番地の1
 大和高田市役所 3階 東会議室

- 3 議案 第1号 大和高田市農業委員会委員一般選挙について
 第2号 その他

選挙管理委員会告示第74号

農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条において準用する公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第26条第1項の規定による指定投票区及び指定関係投票区を次のとおり指定する。

平成23年6月20日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

指定投票区	指定関係投票区
第1投票区	第2投票区、第3投票区、第4投票区

選挙管理委員会告示第75号

平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙における各候補者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の要旨を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により次のとおり公表します。

平成23年6月20日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類 平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
法定選挙運動費用額 ¥ 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	砂原 弘治	所属党派	公明党	出納責任者氏名	畑中 伸之
期間	平成23年4月30日から平成23年5月24日まで(第2回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	0 円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	0
.....		集会会場費	0
.....		(3) 通信費	5,413
.....		(4) 交通費	0
.....		(5) 印刷費	0
.....		(6) 広告費	0
.....		(7) 文具費	0
その他の寄附	(8) 食糧費	0
その他の収入	(9) 休泊費	0
.....		(10) 雑費	7,413
		(11) 委託料	0
<hr/>		<hr/>	
今回計	0	今回計	12,826
前回計	1,163,790	前回計	1,318,378
総計	1,163,790	総計	1,331,204

報告書受理年月日	平成23年5月31日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類 平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
 法定選挙運動費用額 ¥ 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	吉村 雅央	所属党派	無所属	出納責任者氏名	吉村 雅央
期間	平成23年5月20日から平成23年5月27日まで(第2回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	0 円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	33,500
.....		集会会場費	0
.....		(3) 通信費	50,898
.....		(4) 交通費	0
.....		(5) 印刷費	639,450
.....		(6) 広告費	0
.....		(7) 文具費	0
その他の寄附	(8) 食糧費	0
.....		(9) 休泊費	0
その他の収入	(10) 雑費	0
.....		(11) 委託料	0
今回計	0	今回計	723,848
前回計	0	前回計	1,276,932
総計	0	総計	2,000,780

報告書受理年月日	平成23年5月27日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類 平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
法定選挙運動費用額 ¥ 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	堂本 正信	所属党派	公明党	出納責任者氏名	政家 健市郎
期間	平成23年5月25日から平成23年5月25日まで(第2回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	[1] 人件費	0 円
氏名	円	[2] 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	0
.....		集会会場費	0
.....		[3] 通信費	4,370
.....		[4] 交通費	0
.....		[5] 印刷費	0
.....		[6] 広告費	0
.....		[7] 文具費	0
その他の寄附	[8] 食糧費	0
その他の収入	[9] 休泊費	0
自己所有	[10] 雑費	0
		[11] 委託料	0
今回計	0	今回計	4,370
前回計	1,386,461	前回計	1,395,869
総計	1,386,461	総計	1,400,239

報告書受理年月日	平成23年6月1日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類 平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
法定選挙運動費用額 ¥ 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	藤田 精子	所属党派	公明党	出納責任者氏名	岸本 象三
期間	平成23年5月1日から平成23年5月31日まで(第2回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	0 円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	0
.....		集合会場費	0
.....		(3) 通信費	5,537
.....		(4) 交通費	0
.....		(5) 印刷費	0
.....		(6) 広告費	0
.....		(7) 文具費	0
その他の寄附	(8) 食糧費	0
その他の収入	(9) 休泊費	0
.....		(10) 雑費	0
		(11) 委託料	0
今回計	0	今回計	5,537
前回計	1,142,233	前回計	1,219,286
総計	1,142,233	総計	1,224,823

報告書受理年月日	平成23年6月1日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙

2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

法定選挙運動費用額 ￥ 3,803,400 円

3. 報告書の要旨

候補者氏名	中谷 修一	所属党派	無所属	出納責任者氏名	御供田 勉
期間	平成23年5月31日から平成23年5月31日まで(第2回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	0 円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	36,000
.....		集会会場費	0
.....		(3) 通信費	0
.....		(4) 交通費	0
.....		(5) 印刷費	0
.....		(6) 広告費	23,000
.....		(7) 文具費	0
その他の寄附	(8) 食糧費	0
その他の収入	(9) 休泊費	0
自己資金	(10) 雑費	23,294
		(11) 委託料	0
今回計	0	今回計	82,294
前回計	1,836,000	前回計	1,425,056
総計	1,836,000	総計	1,507,350

報告書受理年月日	平成23年5月31日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙

2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

法定選挙運動費用額 ￥ 3,803,400 円

3. 報告書の要旨

候補者氏名	萬津 力則	所属党派	無所属	出納責任者氏名	萬津 邦代
期間	平成23年5月16日から平成23年5月23日まで(第2回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	[1] 人件費	0 円
氏名	円	[2] 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	0
.....		集合会場費	0
.....		[3] 通信費	0
.....		[4] 交通費	0
.....		[5] 印刷費	0
.....		[6] 広告費	0
.....		[7] 文具費	0
その他の寄附	[8] 食糧費	0
その他の収入	[9] 休泊費	0
自己資金	[10] 雑費	34,161
		[11] 委託料	0
今回計	0	今回計	34,161
前回計	1,245,000	前回計	1,243,486
総計	1,245,000	総計	1,277,647

報告書受理年月日	平成23年5月23日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類 平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
法定選挙運動費用額 ¥ 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	南 幾一郎	所属党派	無所属	出納責任者氏名	森本 尚順
期間	平成23年5月10日から平成23年6月3日まで(第2回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	0 円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	0
.....		集会会場費	0
.....		(3) 通信費	11,933
.....		(4) 交通費	0
.....		(5) 印刷費	108,600
.....		(6) 広告費	93,400
.....		(7) 文具費	0
その他の寄附	(8) 食糧費	0
.....		(9) 休泊費	0
その他の収入	(10) 雑費	14,174
自己資金	(11) 委託料	0
.....			
今回計	0	今回計	228,107
前回計	2,000,000	前回計	1,605,973
総計	2,000,000	総計	1,834,080

報告書受理年月日	平成23年6月3日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙

2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

法定選挙運動費用額 ￥ 3,803,400 円

3. 報告書の要旨

候補者氏名	森村 修史	所属党派	無所属	出納責任者氏名	森村 真理子
期間	平成23年5月25日から平成23年5月25日まで(第2回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	[1] 人件費	0 円
氏名	円	[2] 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	0
.....		集会会場費	0
.....		[3] 通信費	44,462
.....		[4] 交通費	0
.....		[5] 印刷費	0
.....		[6] 広告費	0
.....		[7] 文具費	0
その他の寄附	[8] 食糧費	0
その他の収入	[9] 休泊費	0
自己資金	[10] 雑費	0
		[11] 委託料	0
今回計	0	今回計	44,462
前回計	1,500,000	前回計	1,484,714
総計	1,500,000	総計	1,529,176

報告書受理年月日	平成23年6月1日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類 平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
法定選挙運動費用額 ¥ 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	巽 千津子	所属党派	無所属	出納責任者氏名	米田 鳳夏
期間	平成23年5月24日から平成23年5月28日まで(第2回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	[1] 人件費	0 円
氏名	円	[2] 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	0
.....		集会会場費	0
.....		[3] 通信費	7,286
.....		[4] 交通費	0
.....		[5] 印刷費	0
.....		[6] 広告費	547,650
.....		[7] 文具費	0
その他の寄附	[8] 食糧費	0
その他の収入	[9] 休泊費	0
自己資金 208,436	[10] 雑費	0
		[11] 委託料	0
今回計 208,436	今回計 554,936
前回計	900,206	前回計	900,206
総計 1,108,642	総計 1,455,142

報告書受理年月日	平成23年5月28日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類 平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
法定選挙運動費用額 ¥ 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	戸谷 隆史	所属党派	無所属	出納責任者氏名	瀬川 安広
期間	平成23年5月16日から平成23年5月16日まで(第2回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	0 円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	0
高橋美紀	集会会場費	0
山本昌美	(3) 通信費	0
樋口優子	(4) 交通費	0
神林真樹	(5) 印刷費	996,345
寺西敬子	(6) 広告費	0
.....		(7) 文具費	0
その他の寄附	(8) 食糧費	0
.....		(9) 休泊費	0
その他の収入		(10) 雑費	0
自己資金 700,000	(11) 委託料	0
.....			
今回計 700,000	今回計 996,345
前回計 678,500	前回計 669,175
総計 1,378,500	総計 1,665,520

報告書受理年月日	平成23年5月20日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類 平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
法定選挙運動費用額 ¥ 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	戸谷 隆史	所属党派	無所属	出納責任者氏名	瀬川 安広
期間	平成23年5月30日から平成23年6月2日まで(第3回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	[1] 人件費	0 円
氏名	円	[2] 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	0
高橋美紀	集会会場費	0
山本昌美	[3] 通信費	93,443
樋口優子	[4] 交通費	0
神林真樹	[5] 印刷費	0
寺西敬子	[6] 広告費	0
.....		[7] 文具費	0
その他の寄附	[8] 食糧費	0
.....		[9] 休泊費	0
その他の収入		[10] 雑費	0
自己資金	[11] 委託料	0
.....			
今回計	0	今回計	93,443
前回計	1,378,500	前回計	1,665,520
総計	1,378,500	総計	1,758,963

報告書受理年月日	平成23年6月2日	第3回報告分
----------	-----------	--------

選挙管理委員会公告第1号

平成23年7月10日執行の大和高田市農業委員会委員一般選挙の立候補届出の受理等は次の要領により行うものとする。

平成23年6月3日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

1 届出に必要な書類

候補者届出又は推薦届

- (1) 宣誓書
- (2) 所属政党(政治団体)証明書(政党に所属する場合に限る。)
- (3) 戸籍謄本又は抄本
- (4) 候補者推薦届出承諾書(推薦届出の場合に限る。)
- (5) 選挙人名簿登録証明書(推薦届出の場合に限る。)

2 届出の受付場所

選挙告示日(平成23年7月3日)

大和高田市役所 4階 合同委員会室 午前8時30分から午後5時まで

3 届出の受付順位

- (1) 選挙告示日の午前8時30分に立候補受付場所前に現在する届出人について「くじ」により受付順位を決定する。
- (2) 選挙告示日の午前8時30分以後受付場所に到着した届出人については、前記「くじ」により受付順位を決定した届出人の後とし、その順位は到着順とする。
- (3) 立候補届出受付の際、届出書類の不備等によりその場所で直ちに補正できないもの及び受付到来の際、受付場所前に現在しない者の受付順位は受付場所前に現在するすべての届出人の後とする。

(この場合の(1)及び(2)の順位は当然失効とする。)

4 届出人の受付場所への入室

届出の受付場所へ入室できる者は、各候補者につき2名以内とする。

農業委員会**農業委員会告示第7号**

大和高田市農業委員会7月定例委員会を次のとおり招集する。

平成23年6月27日

大和高田市農業委員会
会長 水 井 豊

日 時 平成23年7月1日(金)午後3時30分

場 所 大和高田市役所 3階 東会議室

議 案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件(委員会許可)

第2号 農地法第4条規定による申請の件

第3号 農地法第3条第2項第5号による下限面積(別段面積)の設定について

第4号 その他